

基本的な考え

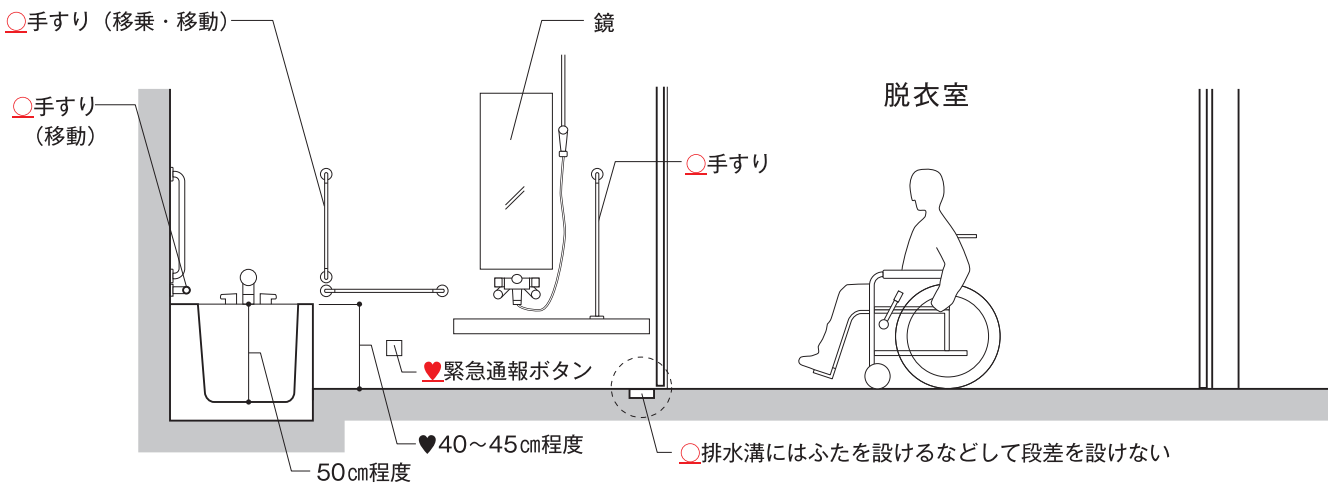
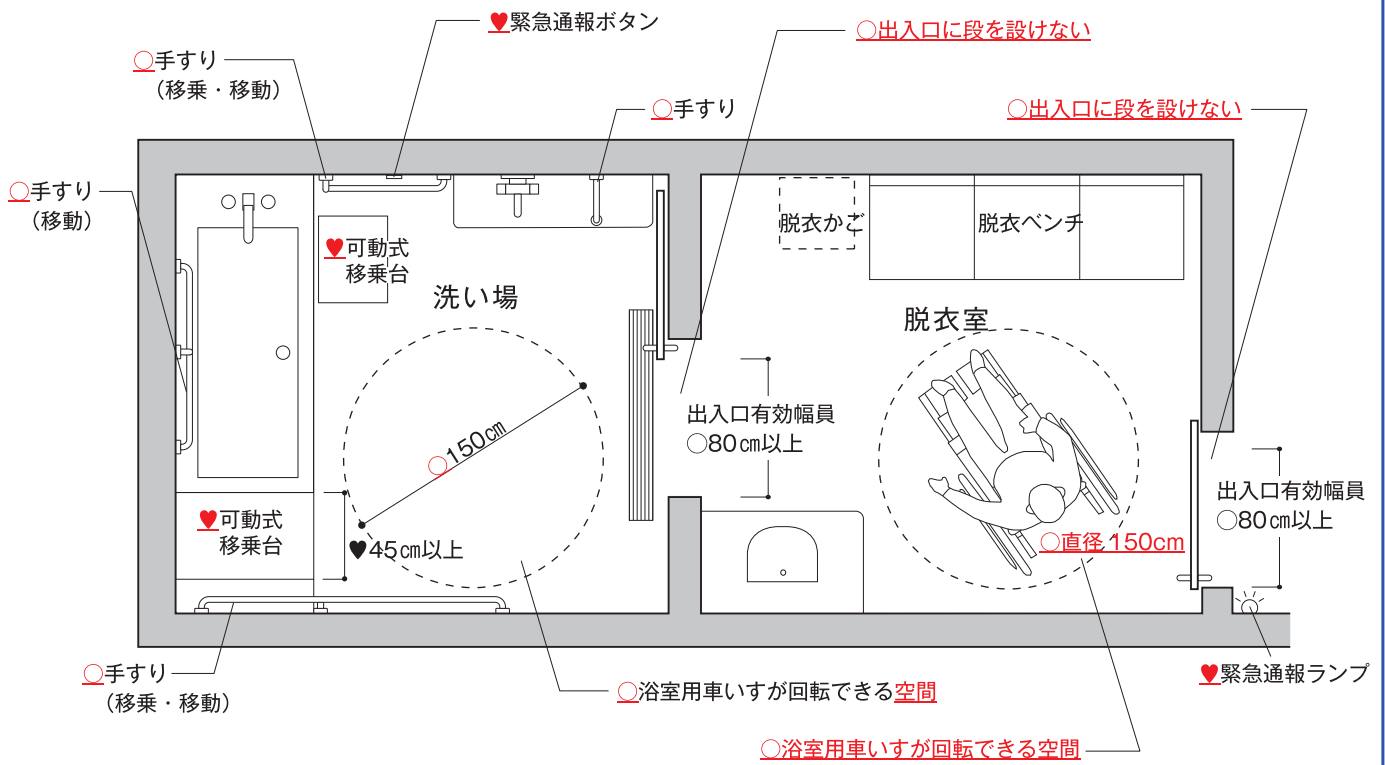
浴室、シャワー室、更衣室の構造・設備等は、障害の特性、程度などにより異なるため、建築物の目的・用途による柔軟な配慮が必要です。なお、施設の用途により浴室用車いすやシャワーチェア、浴槽への移乗台などの備品を用意し、貸し出すなどの配慮も必要です。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。		同左	10-1
(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		同左	10-1 10-2 10-3
ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	
イ	車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	同左	
ウ	出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
	(1) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
エ	高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—	
オ	浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように構造とすること。	—	

(参考：関連条文) 規則別表第1の2 (10の項)、規則別表第5 (10の項)

図10-2 個別浴室の例（車いす使用者向け）



円滑に利用できる構造

整備基準 10-(2)-イ

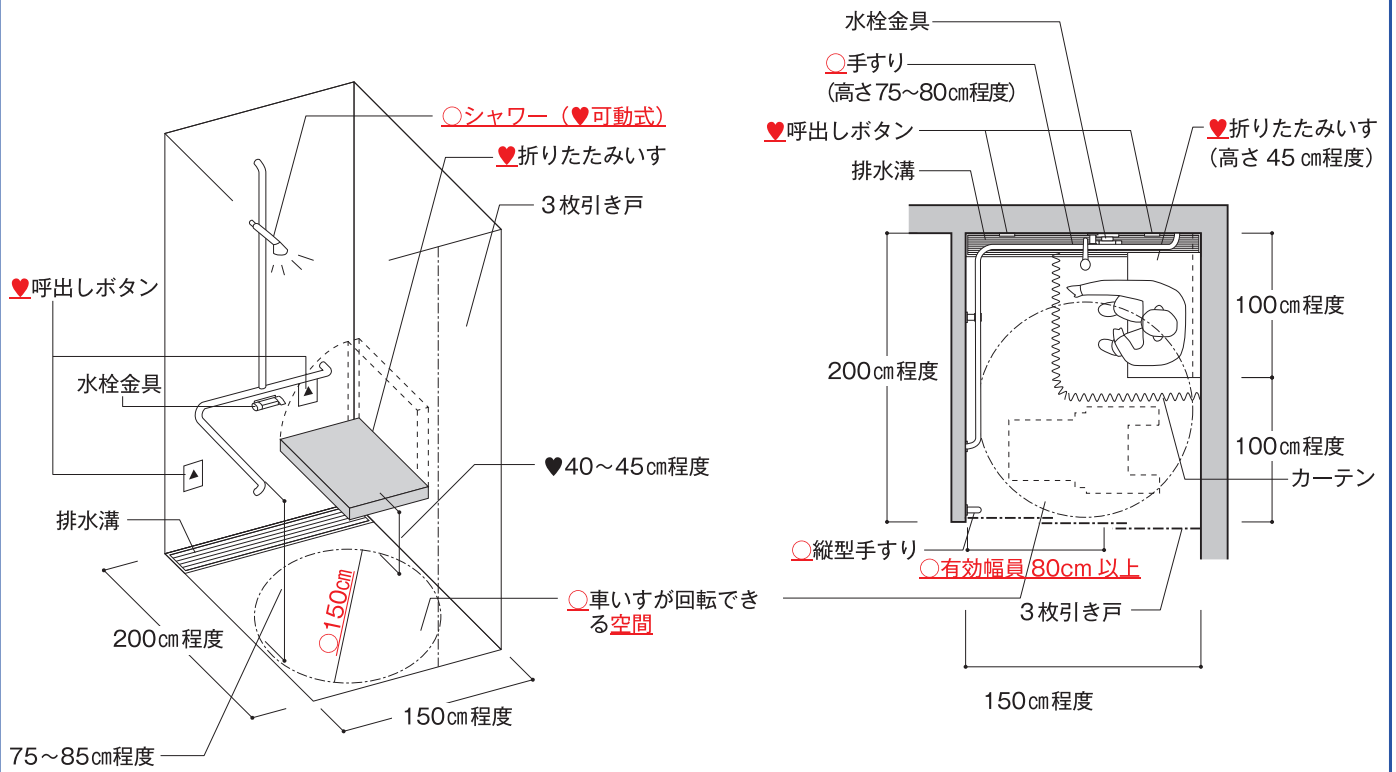
- 車いす使用者が円滑に利用できるよう、浴室内で車いすが回転できるスペースを確保すること。
- ♥ 介助者が複数であることも想定されるため、より広いスペースを確保することが望ましい。

浴槽の構造

整備基準 10-(2)-オ

- ♥ 個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ(40~45cm)と同程度とすることが望ましい。
- ♥ 介助者が浴槽のわきに回り込むことができるよう、取り外し可能な可動式移乗台を設けることが望ましい。
- ♥ 立ち上がりの動作に配慮して、移乗台の下部に空間を設けることが望ましい。

図10-3 シャワー室の例



参考 (意見公募対象外)

入浴を補助する福祉用具

設計上の配慮にとどまらず、福祉用具を活用することで、浴室・シャワー室をより利用しやすくなることができます。また、福祉用具の使用を前提とする場合は、福祉用具を使用しやすい設計や運用上の配慮を行うことが望ましいです。

浴室用車いす



車いすに乗ったまま、浴室に入ることができます。介助用や自走用、リクライニングが可能なタイプ等があります。

シャワーチェア



体を洗う際に座位を安定させるために使用します。浴室用車いす同様、様々な種類があります。